

平成31年 3月18日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長  
岩手県農業共済組合連合会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢等の変更について

日頃より、本県の畜産振興に多大なる協力をいただき感謝申し上げます。

さて、死亡した牛の届出及び死亡牛の BSE 検査につきましては、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき、「48 か月齢以上の死亡牛」を対象として実施しているところです。

今般、「家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」が別添のとおり公布され、平成 31 年 4 月 1 日以降、96 か月齢未満の通常の死亡牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛）は、特措法第 6 条の届出及び検査の対象から除外されることとなり、また、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部が変更されましたので、お知らせします。

つきましては、対象月齢の変更について御了知のうえ、貴下職員並びに会員に周知いただくとともに、同検査及び死亡の届出の円滑な実施のため、下記について御協力くださるようお願いいたします。

なお、検査にかかる対象月齢の切り替えについては、検査日ではなく、死亡日をもって判断することとなっておりますので申し添えます。

記

- 1 96 か月齢未満の死亡牛については、検案時に当該牛の死亡する前の症状等を確認し、BSE 検査の対象か否かを判断すること。
- 2 BSE 検査対象と判断した場合には、検案書等にその旨を記載し、飼養者に対して説明するとともに、当該死亡牛に他の必要書類（マニフェスト、死亡牛処理整理票）とともに添付のうえ、搬出するよう指導すること。

【振興・衛生担当 主任主査 佐々木幸治 TEL: 019-629-5722】



(参考)

平成 31 年 4 月 1 日以降の死亡牛の届出及び BSE 検査対象

臨床区分 死亡時月齢	①通常の死亡牛	②起立不能牛	③特定症状牛
48 か月齢未満	(検査・届出 対象外)	(検査・届出 対象外)	検査対象 (届出対象外)
48 か月齢以上 <u>96 か月齢未満</u>	<u>(検査・届出 対象外)</u>	検査・ 届出対象	検査・ 届出対象
<u>96 か月齢以上</u>	検査・ 届出対象	検査・ 届出対象	検査・ 届出対象

※ 下線部が変更か所

【臨床区分】

96 か月齢未満の死亡牛については、獣医師が、当該牛が死亡する前の症状を確認し、BSE 検査対象（②または③）か否かを判断する。

① 通常の死亡牛（検査対象：96 か月齢以上）

死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛

② 起立不能牛（検査対象：48 か月齢以上）

死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は、特定症状牛（③）であること以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、または淘汰された牛

③ 特定症状牛（検査対象：全月齢）

以下の症状（特定症状）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

(1) 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化

ア 興奮しやすい

イ 音、光、接触等に対する過敏な反応

ウ 群内序列の変化

エ 搾乳時の持続的な蹴り

オ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

カ 扉、柵等障害物におけるためらい等

(2) 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状がある

# 農家・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

## ① 96か月齢以上の死亡牛

## ② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

## ③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



上記①～③については、  
BSE検査を行う必要があります

②や③の場合には、開業獣医師、NOSAI家畜診療所等に連絡をして、検案書を作成してもらってください。

※ 死亡牛処理整理票に検案書の添付をお願いします。



ご不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所にご連絡ください。

獣医師の皆様へ

《 死亡牛のBSE検査対象月齢の変更について 》

平成31年（2019年）4月1日にBSE検査の対象となる死亡牛の月齢が変更されます。検査対象となる死亡牛について十分理解いただき、検査漏れがないようご協力願います。

＜現行＞（平成31年3月31日まで）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			検査対象
起立不能牛			
特定症状牛			

＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛		変更箇所	検査対象
起立不能牛			
特定症状牛			

【特定症状牛】（検査対象：全月齢）

以下の症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛。

- ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
  - a. 興奮しやすい
  - b. 音、光、接触等に対する過敏な反応
  - c. 群内序列の変化
  - d. 搾乳時の持続的な蹴り
  - e. 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
  - f. 扉、柵等の障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。



【起立不能牛】（検査対象：48か月齢以上）

死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は、特定症状牛であること以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又は淘汰された牛。

※特定症状牛及び起立不能牛の具体的な分類は別紙参照。



BSE検査を実施する必要があるかどうかは獣医師の診断が必要となります。

死亡牛の連絡があった際には検案書を作成し、BSE検査を実施する必要があるか確認をお願いします。

## 特定症状牛及び起立不能牛の分類

### 【特定症状牛】

- ① 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとり汰され又は死亡した牛を含む。）。  
具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、飼養者の稟告等から、家畜防疫員により生前に特定臨床症状を呈していた可能性が高いと判断された牛。
- ③ 農場から異常牛を疑う通報があり、当該牛について、家畜防疫員により特定臨床症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとり汰された牛。

### 【起立不能牛】

- ① 獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺）であると診断し、死亡し又はとり汰された牛。
- ② 死体の検案により、【特定症状牛】の①の疾病（ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症）にかかっていたことが判明した場合であって、飼養者、検案した獣医師等に当該牛の生前の症状を再度確認した結果、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が低い牛。